

大和州市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第6号

大和州市税条例施行規則の一部を改正する規則

大和州市税条例施行規則（昭和41年大和市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3項中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第15条第6号イ中「第292条第1項第9号」を「第292条第1項第10号」に改め、同号ウ中「及び第8号に規定する配偶者及び」を「の市町村民税の納税義務者の配偶者及び同項第9号に掲げる」に、「補てんされるべき」を「補填されるべき」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。